

役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ドルカス福祉会の役員・評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会・理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。

(報酬及び費用弁償)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあつた場合は、別表2により報酬及び業務遂行に必要な経費を支払う事ができる。

2 役員が法人及び施設の運営の為、理事長の命を受けてその業務にあつた場合(役員が理事会に出席した時、監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあつたとき、監督官庁の法人・施設指導監査に出席したときを除く)は、別表2により報酬及び業務遂行に必要な経費を支払うことができる。

3 評議員には、報酬は支給しない。ただし、評議員が評議員会の出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあつた場合は、別表2により日当及び業務遂行に必要な経費を支払うことができる。

4 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合及び交通費を支払うことができる。

5 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務をし、監査官庁の法人・施設指導監査に出席した場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員・評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費等は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則 1. この規程は、平成18年11月22日より適用する。

2. この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	役 員	評議員
費用弁償	交通費の実費	交通費の実費

別表 2

名 称	理 事 長	理事・監事	評議員
業 務 報 酬	15,000円	10,000円	支給しない
費用 弁償	日当	支給しない	支給しない
	その他	業務遂行に必要な経費の実費	

別表 3

名 称	監事が法人及び施設の 運営状況を指導又は監査の 業務にあたった場合	監事が監査官庁の 法人・施設指導監査に出席した 場合
報 酬 等	15,000円	15,000円
費用弁償	交通費の実費	交通費の実費

別表 4

名 称	費 用 弁 償		
	旅費・ 宿泊費	日 当	その他
理事長	実費	20,000円	業務遂行に必要な経費の 実費
理事長以外の役員	実費	10,000円	
評議員	実費	支給なし	